

令和元年9月定例会報告

今回の議会は、議案第72号宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定の件について議論をさせていただきましたが、大変不本意な結果となり、残念なことになりました。

また、平成30年度の決算に対する委員会がありました。今議会では一般質問、議案質疑、決算委員会での質疑を行いました。内容は以下のとおりです。

○ 一般質問

基本構想について

- (1) 平成23年8月1日施行された地方自治法改正による基本構想策定義務付け廃止の理由
- (2) 現在までの本市における基本構想の策定方法
- (3) 現在の体系の問題点
- (4) 現在の総合計画の今後の検証
- (5) それらのことを踏まえて、中長期的な方針や計画に対する今後の考え方

(質問要旨)

基本構想策定についてお伺いいたします。

宇部市は、平成22年すなわち2010年4月から第四次宇部市総合計画基本構想の下、現在、2018年4月から後期実行計画に基づき行政運営を行っています。

基本構想は、まちづくりの基本的な理念や目標、方針などを定めるのとして、地方自治法に策定が明記されていました。

しかし、平成23年の地方自治法改正により、基本構想の策定義務付けが廃止され、その後、基本構想をどのようにするか市民と議論を交わし効率的で有効な計画策定を議論し、新しい考え方を採用している自治体も現れています。

一方、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地域の持続的な発展に向けた総合的な施策展開のために宇部市においても「総合戦略」を平成27年10月に策定されました。この計画は、第四次宇部市総合計画に基づき策定された経緯があり、計画の基本目標と具体的な施策に数値目標を設定し、これを用いた進行管理を行うことが義務付けられています。このように、時代の流れとともに必要な計画策定がなされています。また、一般的に市長は、選挙においてマニフェストを作成され、総合計画との関係が問われることもあるかもしれません。このような状況下、基本構想のあり方を議論することは重要なことであると考えています。

第四次宇部市総合計画は、2年と半年後の2022年3月までの計画であり、

この計画を作るのに2年間の期間を使って策定をしており、そのことを考えると新しい総合計画を策定するとしたら、来年からの検討になりますので、この9月議会において、今後どのように中長期的な方針や計画を建てていくか、考える時期に来ていると思いますので質問をさせていただきます。

具体的に

- (1) 平成23年8月1日施行された地方自治法改正による基本構想策定義務付け廃止の理由
- (2) 現在までの本市における基本構想の策定方法
- (3) 現在の体系の問題点
- (4) 現在の総合計画の今後の検証
- (5) それらのことを踏まえ、中長期的な方針や計画に対する今後の考え方についてお伺いいたします。

(回答要旨)

地方分権の進展とともに、地方の自主性が尊重され、基本構想策定の義務付けが廃止された。

宇部市において、将来のまちづくりの目標、目標達成のための施策体系を示す基本構想は、中長期的な視点から10から12年の期間で、第1次から4次までの宇部市総合計画として策定してきた。さらに社会経済状況を踏まえ、期間内を3～4年で区切り、施策を具現化する実行計画を策定した。

総合計画は市の施策全般にわたるため、事業が組織ごとの縦割りで行われている点、事業の優先順位が明確にしづらい点は問題点と考えている。現在の後期実行計画では、初の試みとして組織横断的な事業を重点プロジェクトとして取り組んでいる。

2015年度から5年を計画期間とした国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、長期的人口ビジョンを併せて策定し、方針、施策、数値目標を定めてとりまとめた。今年度が最終年度であり、来年2月を目途に、次期の総合戦略を策定予定で、その中で基本構想のあり方について検討していく。

(要望等)

今までの基本構想は、10年を超える総花的な計画であり、市勢活性化のための施策については、短期間の計画に基づき実施するものが多く、必要なのは、それらの施策の検証であり、目標指標など数値から見た達成状況も重要であるが、総合的な判断による原因追及が必要となる。また、長期的に観察しなければならないもの、すなわち、人口減少に対応する公共施設や財政状況を判断できる指標など、どのように管理していくか今後考えていただくよう要望した。

○ 議案質疑

議案第72号宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定の件について質疑をしました。

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員の給与等について条例を制定するものでありますが、現在、宇部市において嘱託職員制度があり、嘱託職員は1会計年度内の期間において任用する非常勤の特別職であり、5年を超えない範囲でその任用を更新できるものとなっています。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対し、国において、現行の臨時的職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならないとの付帯決議がなされております。

そこでお伺いしますが、宇部市においては、運用上、雇止めや不利益な処遇をすることはないか伺います。

(回答概要)

- ・(明確に不利益な処遇をしないとの回答はなく) 国の事務処理マニュアルに沿って、事務を行う。
- ・非常勤職員や嘱託職員から会計年度任用職員への雇止めについては、財政上の制約を理由に行うことはできないが、会計年度任用職員制度上の職の整理を行ったときには雇止めにはならないと考えている

また、この条例には市規則で定めるとの委任規定が多く、常任委員会の開催時には規則を示していただかないと協議ができないのではと質問したところ、常任委員会では具体的に説明するとのことで、規則は作っていない状態ではないかと思われた。条例が決まらないと規則が作れないとの回答もありましたが、条例案を議会に提出する時点で委任する規則案ができていないということは考えられないし、規則案についても事前に配付されなければいけないものであります。労働組合との話し合いも済んでいない状態でした。

9月17日に開催された総務財政委員会(この条例案を審議する委員会)冒頭で規則案が配付されました。私は、この委員会に属していなかったため、この委員会での採決が行われたのちに規則案を見たのですが、会計年度職員になる職種に警察や教職員という区分があり、宇部市にない職種が含まれており、

納得のいく規則案ではありませんでした。委員会の採決では、賛成4人、反対4人で、委員長採決の結果、賛成多数で委員会採決がなされました。

その後、わが会派で条例及び市規則を精査したところ、地方自治法の規定に反するところがあることが判明しもう一度、総務財政委員会の開催を要請しました。委員会を再開するかしないかを決定する協議会が開かれました。私は、総務財政委員会の委員ではないということで傍聴も認められず、協議会の結果、総務財政委員会は再開されませんでした。

本会議では、下記のとおり反対討論をしました。

◎ 反対討論

令心会の芥川貴久爾でございます。会派を代表し、議案第72号宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定の件に反対の立場から、討論をいたします。

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員の給与等について条例を制定するものであります。

この条例案の第6条第2項によると「通勤手当の額は、市規則で定める」となっており、市規則に委任をしています。

また、地方自治法第204条第3項では、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」となっており、この条例案は地方自治法に規定する給与条例主義すなわち、議会による民主的な統制の要請に照らし、職員の給料や手当の額については規則等に委任することが許されないという大原則に反しています。

一方、市施行規則案によると、第11条に「条例第6条第2項に規定する通勤手当の額は、給与条例第11条第2項の規定の例による」ということで、宇部市職員の給与に関する条例を市施行規則案でわざわざ引用しています。

なぜ、直接、本条例で規定しないのか理解に苦しむところであります。

また、国において、現行の臨時的職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならないとの付帯決議がなされております。

この条例案については、不利益が生じないための経過措置がなく、国の付帯決議が担保されていない状況であります。

この条例は、令和2年4月1日からの施行となっており、早急に改正をすれば、事務的には支障がないし、事実行為として事務を進められても問題はないと考えております。

以上、反対の討論といたします。

採決の結果、この条例案は可決となりましたが、市施行規則で、給与条例以外の規定が置かれると違法状態になりかねないので、そうならないようにしてほしいと思います。執行部で条例案の差し替えをしてもらえば起きなかった問題であり、残念です。

○ 予算決算委員会

この委員会では、平成30年度の決算について審議しました。

平成29年度からバランスシートによる分析が始まり、平成30年度についても「有形固定資産減価償却率」について質問をしました。

この「有形固定資産減価償却率」は、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備により、経年や類団比較が公共インフラや公共施設の老朽化とその更新費用が問題視される昨今、特に重要な指標とされています。

平成29年度は58.8%で、平成30年度は59.8%と1%高くなっています。多くの自治体では、35～50%の間にあることから、宇部市においては老朽化が進んでいることを意味しています。

今後、人口減少に対応するため、宇部市公共施設等総合管理計画に沿って施設を管理していくための指標として、施設等の面積とこの数値を注視されるように強く要望をしました。

また、重点プロジェクトの一つである、イノベーション創出事業のオープンイノベーションシステムの構築と運営として、「うべ産業共創イノベーションセンター志」の開設・運営について質問をしました。現段階では、オープンイノベーションを起こすところまで行っておらず、起業・創業などの相談業務やセミナーやイベントを実施されているということです。起業された方のサポートに全力を傾けていただくよう要望しました。